

所 属	健康福祉環境部 薬務課		
担当(係)名	生産指導監視係	内 線	2573

(款)4 衛生費	(項)5 薬務水道費	(目)(2) 薬務費
(明細書事業名) 薬事費 健康食品等対策推進事業		

1 当初予算(要求)額(千円)

1,411

2 当初予算(決定)額(千円)

1,400

【財源内訳】

その他

(前年度 620)

1,400

3 事業概要

健康に関連づけることでその商品価値を生み出している健康食品等の一部には、医薬品と誤解されるような効能効果を標ぼうするなど、薬事法等の関係法令に抵触する事例がある。このような事例を未然に防止し、健康食品等を健康づくりに利用している県民の安全確保を図るため、関係業者への指導と県民への知識普及を行う。

4 施策の効果

(1)健康食品等に関して薬事法等関係法令の観点から不適正事例を未然に防止し、これらを健康づくりに利用している県民の安全確保を図ることができる。

5 要求の内容

健康食品買い上げ検査の実施(299千円)

・県内に流通する健康食品を買い上げ、その製品の成分検査や表示内容を調査する。その結果、未承認医薬品に該当する場合には、製造業者や流通ルートの追跡調査を行い市場からの完全排除に努める。

健康食品等取扱事業者講習会の開催及び取扱マニュアルの作成(862千円)

・健康食品等の生産、販売者等を対象に講習会を開催し、また取扱マニュアルを作成し、関係法令の周知徹底を図る。

県民向け普及啓発資料の作成、配布(250千円)

・健康食品等を利用するときに知っておきたい知識等を内容とするリーフレットを作成、配布し、県民への知識普及を図る。

6 用語の解説

健康食品・・・法的に定義された用語ではなく、一般には「普通の食品よりも健康によいと称して売られている食品」を指しており、内容成分や形状、効能効果の標ぼう等により薬事法で規定される医薬品とみなされる場合がある。

関係法令・・・健康食品の取扱いに関しては、薬事法のほか食品衛生法、栄養改善法、不当景品類及び不当表示防止法、特定商取引に関する法律、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(JAS法)等が関与している。

7 決定内容

決定額 1,400千円

健康食品買い上げ検査の実施(299千円)

健康食品等取扱事業者講習会の開催及び取扱マニュアルの作成(851千円)

県民向け普及啓発資料の作成、配布(250千円)